

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 156-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 3 年 2 月 17 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

### 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

都市計画課

### 第 3 監査の期間

令和 2 年 7 月 6 日（月）、7 日（火）、8 日（水）

### 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：都市計画課】

区分	内 容	措 置
指摘事項	<p><b>1 住宅用地の未登記について</b> 大膳原住宅2筆、清水川住宅1筆、赤坂住宅1筆、西中山住宅2筆が登記簿上個人所有となっているので解消に努められたい。</p>	<p>このような状態に至った経緯について調査中。今後、専門家に相談する等して解消に努めたい。</p>
	<p><b>2 土地台帳について</b> 田助公園と赤坂住宅の面積について台帳と財産に関する調書（H30 決算）で相違が見られるので、適正な管理に努められたい。</p>	<p>適正な面積を把握し、令和2年度決算までに台帳と財産に関する調書の整合を図る。</p>
	<p><b>3 関係例規の整備について</b> 下記の例規については、条文と様式に文言の相違や法律の引用条項に誤りが見られたので、適正な要綱整備に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平戸市老朽危険空き家除去事業補助金交付要綱</li> <li>・平戸市街なみ環境整備事業補助金交付要綱</li> <li>・平戸市営住宅建替事業に関する要綱</li> </ul>	<p>例規審査委員会（令和3年2月開催）へ改正案を提出済み。</p>
	<p><b>4. 被服貸与簿について</b> 平戸市職員被服貸与規則第9条による被服貸与原簿が作成されていないので、作成して備え付けられたい。</p>	<p>作成・備付け済み。</p>